

# 所得税のプレプリント申告書の 送付対象者の見直しについて

平成27年10月  
国税庁

## 所得税のプレプリント申告書に関する国税庁のこれまでの取組

継続的に申告が必要な方に対して、①納税者サービス、②確定申告に係る広報、③事務処理の効率化等を目的としてプレプリント申告書を事前に送付

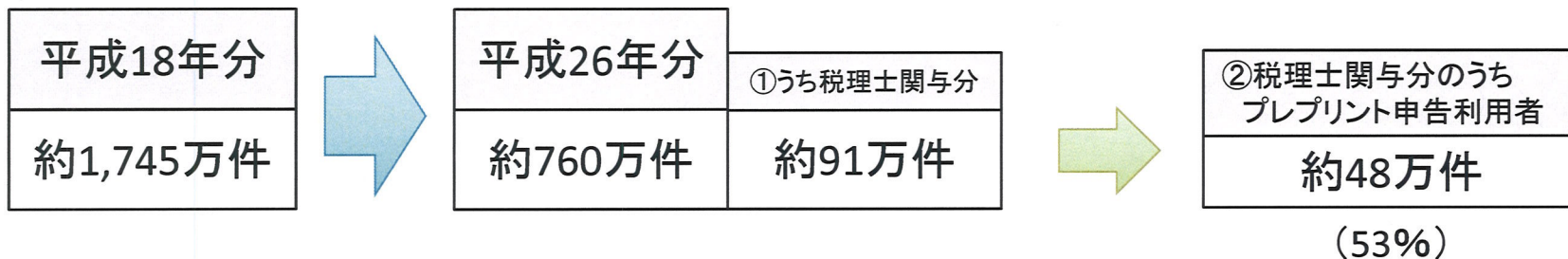
見直し

・ICT申告の進展  
・行政コストの削減

### 見直し内容

- ・平成19年分確定申告期： 翌年の確定申告に必要な情報を納税者のメッセージボックスに格納することを前提に、e-Tax利用者（自宅からの本人送信又は税理士の代理送信）をプレプリント申告書の送付対象者から除外
- ・平成22年分確定申告期： 税理士の無料相談等によるe-Tax利用者に対して、プレプリント申告書に代えてお知らせはがきを送付

### ○ プレプリント申告書送付件数



# プレプリント申告書に対する国税庁の問題意識及び対応案

## 問題意識

- ① プレプリント申告書を使用していないケースが多い  
 (参考)税理士及び相談機関等を利用していない納税者のプレプリント申告書の使用割合は約85%
- ② プレプリント申告書の事前送付がICT利用率の向上を阻害しているとの意見
- ③ 次の2点から、税理士関与分のプレプリント申告書の利用が更に減少すると想定
  - ・税理士関与分の平成26年分申告の概ね7割がe-Taxを利用  
 平成26年分申告(税理士関与分)約420万件のうち、代理送信 約300万件
  - ・e-Taxに係る添付書類のイメージ送信等、環境変化に伴うICT利用率の向上の可能性



相談区分等	翌年送付物 (現状)
① 税理士関与	プレプリント申告書
② 青色申告会	
③ 無料相談	
④ 地方団体	
⑤ その他(手書き等)	



翌年送付物 (対応案)
なし(納付書は送付)
お知らせはがき
お知らせはがき(注1)又は プレプリント申告書(注2)

平成28年分申告において  
高松・福岡で試行

【申告に必要な情報の参照方法(案)】  
 電子申告開始届出書を送信  
 ↓(1週間以内を目途)  
 青白区分や予定納税額等の情報を  
 メッセージボックスに格納することを  
 検討中

(注1) 給与所得者等のICT利用への移行が期待される納税者に限定  
 (注2) 無申告防止等の観点から、次の者は従前どおりプレプリント申告書を送付  
 ・事業所得者  
 ・消費税課税事業者 等

# プレプリント申告書の送付対象者見直しに係るスケジュール等

	平成27事務年度 (H27年分確定申告)												平成28事務年度 (H28年分確定申告)												平成29事務年度 (H29年分確定申告)																
	H27						H28						H29						H30																						
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月								
スケジュール等							▼ プレプリント申告書 お知らせはがき						試行局：対象者は変更なし(従来どおり) 周知チラシ等の配備 試行局以外：対象者の変更なし(従来どおり)						▼ プレプリント申告書 お知らせはがき							試行局：見直し後の対象者 試行局以外：対象者の変更なし(従来どおり) 周知チラシ等の配備						▼ プレプリント申告書 お知らせはがき				試行局：見直し後の対象者 試行局以外：見直し後の対象者					
システム修正												KSK：プレプリ条件変更開発(試行局)			▼ リリース						e-Tax：メッセージボックス対応開発						▼ リリース						KSK：プレプリ条件変更開発(全国分)			▼ リリース					
試行	関係民間団体等への事前周知(庁・試行局)																		試行実施(福岡・高松)			試行結果報告		各種分析・課題等への対応																	
全国実施												関係民間団体等への事前周知(試行局以外)																		全国実施											

## お願いしたい事項

税理士会の会合等において、次の内容を周知願います。

○ 前年の申告に税理士が関与し、書面により申告書を提出されている納税者に対しては、平成29年分申告（試行局である福岡局及び高松局は平成28年分申告）から、プレプリント申告書が送られません。

○ 書面により申告書を提出されている税理士の皆様は、プレプリント申告書が送られなくなることを、関与先の納税者にお伝え願います。